

流通科学大学公的研究費の運営・管理に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、流通科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理に関する取扱いを定め、その不正使用の防止を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規則において「構成員」とは、本学の教職員（非常勤を含む。）及び本学の公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。

3 この規則において「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用、公的研究費の交付決定内容やこれに付した条件に違反した使用並びに学校法人中内学園（以下「本法人」という。）及び本学の規則等に違反した使用をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止対策に関する基本方針を策定・周知するとともに、定期的に公的研究費に係る不正防止に関する教育（以下「コンプライアンス教育」という。）及び啓発活動を行うなど、構成員の意識の向上と浸透を図る

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を指揮し、公的研究費の適切な運営・管理を行うことができるよう、必要な措置を講じるものとする。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の実施状況及びその効果等について、理事会等における審議及び報告を通じて理事との間で、随時、情報を共有し意見交換を行う。

5 最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理にかかわる全ての構成員が遵守すべき行動規範（以下「行動規範」という。）を策定し、構成員に対しその遵守を求める。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、最高管理責任者を補佐して次の職務を行う。

(1) 本学全体の具体的な不正防止対策のうち最上位のものとして、別に定める不正防止対策に関する基本方針に基づき、不正を発生させる要因に対応した不正防止計画(研究費の運営・管理に関するモニタリングを含む。以下、「不正防止計画」という。)を策定・実施する。

(2) 構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。

(3) 監事と連携し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

3 統括管理責任者は、前項各号の職務の実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学の次の部局に、部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

(1) 商学部

(2) 経済学部

(3) 人間社会学部

(4) 流通科学研究科

2 前項のコンプライアンス推進責任者を補佐し、その指示の下、実効的な管理監督を行う者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、学科主任をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の統括の下、部局における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局の競争的研究費等

の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、コンプライアンス教育を実施するなど、コンプライアンス教育を受講する機会を設けるものとする。

5 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して行動規範の遵守を求めるとともに不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

6 コンプライアンス推進責任者は、部局の構成員の公的研究費の管理及び執行状況を適宜にモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、公的研究費の取扱いについて、関係法令、当該公的研究費について定められた規則等並びに行為規範その他の本法人及び本学の規則等(以下「関係法令等」という。)を遵守するとともに、これらを遵守することを誓約する書面(以下「誓約書」という。)を提出しなければならない。

2 誓約書を提出しない者は、公的研究費の申請及び公的研究費の運営・管理に関わることはできない。

(防止計画推進部署)

第7条 財務経理室は、本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署(以下、「防止計画推進部署」という。)として、統括管理責任者が第4条第2項各号の職務を行うにあたり統括管理責任者を補佐するとともに、統括管理責任者とともに不正防止のための本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

2 財務経理室は、防止計画推進部署として監事との連携を強化し、監事の求めるところに従い、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(コンプライアンス教育)

第8条 財務経理室は、防止計画推進部署として、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を推進する。

2 構成員は、本学が実施するコンプライアンス教育に関する研修等を受講しなければならない。

3 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、財務経理室は、定期的にその見直しを行うも

のとする。

- 4 財務経理室は、構成員に対して、コンプライアンス教育を一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握をする。
(ルール of 明確化・統一化)

第 9 条 競争的研究費等に係る事務処理手続きに関するルールについて、全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいよう、科研費取扱要領及び会計ハンドブックに定める。

- 2 科研費取扱要領及び会計ハンドブックは、ルールと運用の実態に乖離が生じないよう毎年見直しを行う。
(職務権限の明確化)

第 10 条 競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任に関する各段階の職務権限及び決済手順については、別に定める。
(公的研究費の管理及び執行)

第 11 条 公的研究費は、本学において組織として管理するものとし、関係法令等に基づき適正に執行するものとする。
(内部監査)

第 12 条 公的研究費の適正な使用等を確保するため、財務経理室は監査室と連携し、監査室が学校法人中内学園内部監査規程及び学校法人中内学園公的研究費の内部監査に関する規則に基づいて実施する公的研究費に関する内部監査を補佐・支援する。
(相談窓口)

第 13 条 公的研究費に係る事務処理手続き、不正防止計画等に関する学内外からの相談に対応するための相談窓口を総務課及び財務経理室に置く。
(通報窓口)

第 14 条 公的研究費の不正使用（その疑いがあるものを含む。）に係る通報等に対応するため、通報窓口を監査室に置く。
(公的研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等)

第 15 条 公的研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等に関する取扱いについては、別に定める。
(懲戒処分等)

第 16 条 構成員が、不正を行い又は不正に関与した場合は、本法人の規則等に基づ

く懲戒処分を行うものとする。

2 前項は、前項の構成員を監督する立場の者についても同様とする。

3 不正使用により公的研究費を返還する必要がある場合は、不正を行った者が当該金額を負担することとする。

(業者等への対応)

第 17 条 不正を行い又は不正に関与した業者等には、情状に応じて期間を定め、取引停止等の措置を行うものとする。

2 前項の措置を行ったときは、当該業者等に対し、書面により通知するものとする。

(事務)

第 18 条 公的研究費に関する事務は、財務経理室が行う。

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の運営・管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。